

## 部落三大闘争に勝利するための決議（案）

私たち部落解放同盟京都市協議会は、差別のない「共生と協働の社会創造」をめざし、部落解放三大闘争を日常闘争に結合させた取り組みを進めている。

障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法の人権3法が制定され、4年半が経過した。差別が解消されるべきであるという社会に対するメッセージを発し、人権が確立された社会の実現に向けた前進ではあったが、いずれも罰則規定の伴わない理念法だ。「アイヌ施策推進法」も2019年5月に施行されたが、差別は認めたものの先住権を明記しないなどの不十分点がある。今国会への提出がのぞまれたLGBTへの理解法についても、差別禁止を盛り込むかどうかの攻防戦で、自民党内反対派により提出が断念された。私たちは、それぞれの個別課題が共通してかかえる社会的排除に対して、互いの違いを認め、多様性を尊重する価値観を打ち立てることで、包括的な人権侵害救済法の制定に結びつけていこう。

狭山再審闘争は、石川一雄さんの不当逮捕を糾弾する5.23の中央集会、また、寺尾判決の不当性を忘れず訴え続けるための10.31の中央集会が毎年開催されていたが、昨年来、コロナウイルスの感染拡大が収まっていない状況から中止となってしまった。しかし、石川一雄さん、早智子さんは、決してあきらめることなく無実を訴え、闘いを継続している。不当逮捕から58年の年月が経過した。三者協議により191点の証拠開示と241点の新証拠が提出されている。引き続き全証拠の開示を実現させると同時に、再審段階での検察官の証拠開示を義務づける「再審法」改正に向け、冤罪に苦しんできた仲間との連帯を強めよう。

差別糾弾闘争は、部落解放運動の生命線である。引き続き京都市に対して「差別事象の情報開示請求」をおこなっていく。鳥取ループらによる、部落所在地のアウティングはインターネットを通じて、差別を扇動、拡大させている。提訴から5年経った『全国部落調査』復刻版出版事件裁判は、3月18日に結審し、9月27日に判決が出る。裁判闘争勝利に向け、注目し世論を喚起しよう。

自由な往来が制限され、不安と閉塞感におおわれた現在だからこそ、人間解放としての部落解放運動は求められている。一人一人の主体的力量を高め、部落解放三大闘争の勝利を目指して闘うことを確認し、ここに決議する。

2021年6月15日

2021年部落解放同盟京都市協議会定期総会